# ３電力会社以外の水利使用者に対する対応について

## １．経緯

一級河川における水利使用をめぐり、３電力会社における多数の不適切事案の報告があったことを踏まえ、その他の水利使用者に対しても自主点検を求め、その結果が本年２月28日に報告された。（一部の水力発電に係る水利使用者については３月14日に追加の報告があった。）

上記報告について検討を行い、これまでに許可の取消等が必要となる重大な違反が確認されなかったことを踏まえ、本日、その他の水利使用者に対し、河川法第78条第１項に基づき、不適切事案に係る再発防止の徹底と個別事案の内容に応じた是正計画の報告等を求めることとした。

## ２．水利使用者の取り組む再発防止策（指導内容）

不適切事案の内容が多岐にわたる水利使用者に対しては、水利使用に係る適正性の確認体制の確保、河川法令の遵守意識の徹底等、組織的な対応により不適切事案の再発防止をする必要があるため、３電力会社に準じた以下の再発防止策を実施することを求める。

① 水利使用に係る適正性の確認体制の整備
　組織横断的かつ責任の所在が明確となる体制を構築し、当該確認体制の実効性を点検すること。
② 河川法令の遵守意識の徹底
　各年度ごとに研修等の実施計画を策定し、前年度の取組実績をとりまとめること。
③ 河川法令手続きに係る事前相談の徹底
　不適切事案の再発防止と河川管理者との意思疎通の確保のために、河川管理者との事前相談を徹底すること。
④ 定期的な自己点検の実施
　再発防止策が適切に実施されているか否か等について自己点検すること。

## ３．　個別事案に対する是正計画等の報告徴収

（１）冷却水・雑用水関係
　冷却水・雑用水の取水の取扱いについての是正計画の提出を求め、是正計画の内容を踏まえ、施設の除却、許可内容の変更等、事案に応じて対応する。

**（２）許可手続きに遺漏のあった工作物の新築等関係**

**現況図面等、工作物の新築等の許可申請時と同等の資料の提出を求め、工作物の安全性等についての審査を行う。その上で必要に応じて、施設の改築等の所要の手続きを行う。**

**（３）取水量上限設定プログラム※（リミッター）関係**

**リミッター未解除の者に対し、早期解除等を指示するとともに、リミッターの早期解除と解除までの間の取水量報告の適正性確保のための措置等を内容とする是正計画の提出、解除時に解除内容の報告を求める。**

**また、水利使用規則により求めてきた取水量等のデータについて、リミッター設置を含め、不適切な取扱いがあった水利使用者に対しては、リミッターの取扱いを含め、適正な取扱いが行われるよう、河川法第78条第１項に基づき、取水量等のデータの報告を求める。**

**※　取水量上限設定プログラム**

**取水量について、許可最大取水量以上の取水があった場合、自動的に許可最大取水量以内の取水量として処理するというプログラム**

## ４．　３電力会社以外の水利使用者

**（１）　不適切事案の内容が多岐にわたる水利使用者**

**青森県**
**岩手県**
**東星興業株式会社**
**東北水力地熱株式会社**
**山形県**

**（２）（１）以外の水利使用者**

**秋田県**
**女川町**
**津軽広域水道企業団**
**農林水産省**
**細倉鉱業株式会社**
**三菱マテリアル株式会社**
**宮城県**
**吉井酒造株式会社**